

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-22 燃料装置</p> <p>7-22-1 性能要件</p> <p>7-22-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第18条第1項関係、細目告示第96条第1項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。 ア 配管(配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。)が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの</p> <p>② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。 ア 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。 イ 排気管の開口先がなく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。 ウ 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。 エ 座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口していないこと。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第2項関係)</p> <p>7-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第18条第1項第2号関係、細目告示第96条第1項第2号関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第96条第2項関係)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が</p>	<p>8-22 燃料装置</p> <p>8-22-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第15条第1項関係、細目告示第174条第1項関係)</p> <p>① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。 ア 配管(配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。)が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがある又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの</p> <p>(2) 燃料タンク及び配管の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第174条第2項関係)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 18 条第 2 項関係、細目告示第 96 条第 3 項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。) にあっては、UN R137-01-S1 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。) であって、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-01-S1 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及び三輪自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。) にあつては、UN R137-01-S1 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合すること。</p> <p>ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3. 2. に適合することを要しない。</p> <p>④ 自動車(次に掲げる自動車を除く。) にあつては、UN R94-03 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ アの自動車の形状に類する自動車</p> <p>ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車</p> <p>エ ウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車(次に掲げる自動車を除く。) にあつては、UN R95-03-S6 の 5. 3. 6. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ アの自動車の形状に類する自動車</p> <p>ウ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの</p> <p>エ ウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>オ 三輪自動車</p> <p>⑥ 自動車(次に掲げる自動車を除く。) にあつては、UN R135-01-S1 の 5. 5. 1. に適合すること。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、運転</p>	<p>3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 15 条第 2 項関係、細目告示第 174 条第 3 項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの

ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車
エ アからウの自動車の形状に類する自動車
オ 三輪自動車

(4) 次に掲げる燃料装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 96 条第 3 項関係)

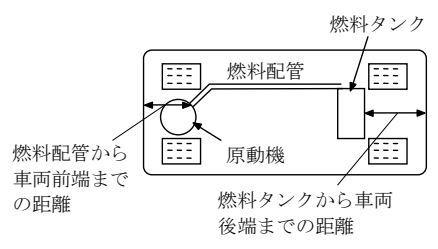
① 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

② 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

(5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(3) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第 96 条第 4 項関係)

① 次に掲げる全ての事項に該当する燃料タンク及び配管

ア 燃料タンク及び配管の最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上であり、かつ、燃料タンク及び配管の最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上であるもの



イ 燃料タンク及び配管(ホイールベース間に備えられたものを除く。)が、自動車の下面を除き、車外に露出していないもの

ウ 燃料タンク及び配管の附近に、衝突時等において損傷を与えるおそれのある鋭利な突起物が無いもの

② UN R34 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合する燃料装置

7-22-2 欠番
7-22-3 欠番

7-22-4 適用関係の整理

(1) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-22-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 2 項関係)

(2) 昭和 62 年 8 月 31 日(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて輸入自動車以外の自動車にあつては、昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日)以前に製作された自動車については、7-22-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 12 条第 1 項関係)

8-22-2 欠番
8-22-3 欠番
8-22-4 適用関係の整理

7-22-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

(3) 次に掲げる自動車については、7-22-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第3項及び第4項関係）

- ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車
- ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの
 - ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

[衝突に係る適用：細目告示別添17適用]

(4) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-22-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第5項関係）

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては、令和5年8月31日以前に製作されたもの

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が3.5t未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30.8.31	H30.8.31
	輸入自動車	R2.8.31	R2.8.31
上記以外の自動車		R5.8.31	R5.8.31

[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00適用]

(5) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第11項関係）

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満のものにあつては、令和9年8月31日以前に製作されたもの

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車	R2.8.31	R2.8.31
上記以外の自動車	R9.8.31	R9.8.31

[オフセット衝突に係る適用：UN R94-02適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第6項関係）

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）	H30.8.31	H30.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R5.8.31

[ボールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1適用]

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(7) 次に掲げる自動車については、7-22-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第10項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年1月19日以前に製作された自動車 ② 令和5年1月20日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 令和5年1月20日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、令和5年1月19日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの 	
<p>7-22-5 従前規定の適用①</p>	
<p>昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第2項関係）</p>	
<p>7-22-5-1 性能要件</p>	
<p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、液体を燃料とする燃料装置であって次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれのあるもの。 イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの。 ② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。 ③ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。 ④ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。 ⑤ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。 	
<p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) ①の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-22-6 従前規定の適用②</p>	
<p>昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外の自動車にあつては、昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第1項関係）</p>	
<p>7-22-6-1 性能要件</p>	
<p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。 この場合において、液体を燃料とする燃料装置であって次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれのあるもの。 イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの。 ② 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突等を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であること。 ③ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。 ④ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。 ⑤ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。 ⑥ 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。 	
<p>(2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) ①の基準に適合するものとする。</p>	
<p>(3) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-22-7 従前規定の適用③</p>	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第4項関係）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ① 平成30年8月31日以前に製作された自動車 ② 平成30年9月1日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成30年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

7-22-7-1 性能要件

7-22-7-1-1 視認等による審査

- (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取付けられていること。
この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。
 - ア 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
 - イ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの
 - ② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 自動車の動揺により燃料が漏れない構造であること。
 - イ 排気管の開口先がなく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。
 - ウ 露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。
 - エ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。
- (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-22-7-1-2 書面等による審査

- (1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に備えるプラスチック製燃料タンクは、強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものでなければならない。
- (4) 次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置
 - ② 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (3) の基準に適合することが明らかな燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置
- (5) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-22-1-2 (5) の規定を適用する。

【衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用】

7-22-8 従前規定の適用④

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 5 項関係）

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、平成 35 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分		製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 3.5t 未満のものに限る。）	輸入自動車以外の自動車	H30. 8. 31	H30. 8. 31
	輸入自動車	R2. 8. 31	R2. 8. 31
上記以外の自動車		R5. 8. 31	R5. 8. 31

7-22-8-1 性能要件

7-22-8-1-1 視認等による審査

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

7-22-1-1 に同じ。

7-22-8-1-2 書面等による審査

- (1) 7-22-1-2 (1) に同じ。
- (2) 7-22-1-2 (2) に同じ。
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。
① 乗車定員 9 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）にあつては、UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。
② 乗車定員 10 人の自動車及び三輪自動車にあつては、UN R34-03 の 8. 又は細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。
- (4) 7-22-1-2 (4) に同じ。
- (5) 7-22-1-2 (5) に同じ。

【フルラップ衝突に係る適用：UN R137-00 適用】

7-22-9 従前規定の適用⑤

次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-22-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 12 条第 11 項関係）

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ウ 指定自動車等以外の自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものにあつては、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作されたもの

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	R2. 8. 31	R2. 8. 31
上記以外の自動車	R9. 8. 31	R9. 8. 31

7-22-9-1 性能要件

7-22-9-1-1 視認等による審査

7-22-1-1 に同じ。

7-22-9-1-2 書面等による審査

- (1) 7-22-1-2 (1) に同じ。
- (2) 7-22-1-2 (2) に同じ。
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8. 1. 1. は適用しない。
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9. 6. に適合すること。
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であつて、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6. 及び 5. 2. 7. に適合すること。
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5. 2. 6.

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

及び5.2.7.並びに細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合すること。
 ただし、UN R34-03の8.に適合する場合にあっては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合することを要しない。

- ④ 7-22-1-2 (3) ④に同じ。
- ⑤ 7-22-1-2 (3) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-22-1-2 (3) ⑥に同じ。

- (4) 7-22-1-2 (4) に同じ。
- (5) 7-22-1-2 (5) に同じ。

【オフセット衝突に係る適用：UN R94-02 適用】

7-22-10 従前規定の適用⑥

次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第6項関係)

- ① 「製作年月日」以前に製作された自動車
- ② 「製作年月日」の翌日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車
 - イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	製作年月日	指定等年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	H30.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R5.8.31

7-22-10-1 性能要件

7-22-10-1-1 視認等による審査

7-22-1-1に同じ。

7-22-10-1-2 書面等による審査

- (1) 7-22-1-2 (1) に同じ。
- (2) 7-22-1-2 (2) に同じ。
- (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03の8.1.1.は適用しない。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量2.8tを超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。)にあっては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.並びにUN R34-03の8.及び9.6.に適合すること。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量が2.8tを超え3.5t未満の自動車に限る。)であって、三輪自動車以外のものにあっては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.に適合すること。
- ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。)及び三輪自動車(車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。)にあっては、UN R137-00の5.2.6.及び5.2.7.並びに細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合すること。
 ただし、UN R34-03の8.に適合する場合にあっては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.に適合することを要しない。
- ④ 自動車(次に掲げる自動車を除く。)にあっては、UN R94-02の5.(5.2.8.を除く。)及び6.に適合すること。
 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、UN R94によるほか、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整については、別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。
 ただし、平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)にあっては、UN R94-01-S3の5.及び6.に適合するものであればよい。
 ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの
 イ アの自動車の形状に類する自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ウ 車両総重量 2.5t を超える自動車 エ ウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R95-03-S6 の 5.3.6. に適合すること。 ただし、平成 28 年 6 月 22 日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成 26 年 6 月 23 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合するものであればよい。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの イ アの自動車の形状に類する自動車 ウ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5t を超えるもの エ ウの自動車の形状に類する自動車 オ 三輪自動車</p> <p>⑥ 7-22-1-2 (3) ⑥に同じ。 (4) 7-22-1-2 (4) に同じ。 (5) 7-22-1-2 (5) に同じ。</p> <p>[ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用]</p> <p>7-22-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 12 条第 10 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 1 月 19 日以前に製作された自動車 ② 令和 5 年 1 月 20 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア 令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 イ 令和 5 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和 5 年 1 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-22-11-1 性能要件 7-22-11-1-1 視認等による審査 7-22-1-1 に同じ。</p> <p>7-22-11-1-2 書面等による審査 (1) 7-22-1-2 (1) に同じ。 (2) 7-22-1-2 (2) に同じ。 (3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ただし、燃料タンク及び配管が UN R34-03 の 5. 及び 6. 又は 13. に適合するものであるときは、UN R34-03 の 8.1.1. は適用しない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類するもの、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 2.8t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに三輪自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに UN R34-03 の 8. 及び 9.6. に適合すること。 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（車両総重量が 2.8t を超え 3.5t 未満の自動車に限る。）であつて、三輪自動車以外のものにあつては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. に適合すること。 ③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車を除く。）及び三輪自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）にあつては、UN R137-00 の 5.2.6. 及び 5.2.7. 並びに細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合すること。 ただし、UN R34-03 の 8. に適合する場合にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の 3.2. に適合することを要しない。</p> <p>④ 7-22-1-2 (3) ④に同じ。 ⑤ 7-22-1-2 (3) ⑤に同じ。 ⑥ 自動車（次に掲げる自動車を除く。）にあつては、UN R135-00-S1 の 5.5.1. に適合すること。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、運転者席の着席基準点と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が 22.0 度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が 1.30 以上のもの ウ 車両総重量 3.5t を超える自動車</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>エ アからウの自動車の形状に類する自動車</p> <p>オ 三輪自動車</p> <p>ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる自動車にあっては、この基準は適用しない。</p> <p>(ア) 平成30年6月14日以前に製作された自動車</p> <p>(イ) 平成30年6月15日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(a) 平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>(b) 平成30年6月15日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成30年6月14日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 7-22-1-2 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-22-1-2 (5) に同じ。</p>	